LeeZhao www.leezhao.com

里兆法律资讯

Leezhao Newsletters

中国上海市陆家嘴环路 1000 号恒生银行大厦 29 层 29F, Hang Seng Bank Tower, 1000 Lujiazui Ring Road, Shanghai, China Tel (86-21) 68411098 Fax (86-21) 68411099 Postal Code 200120

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制(请以中文内容为准,日本语译文仅供参考),未
 经书面许可,不得转载、摘编等;
- 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明,以及里兆律师事务所的联系方式等内容,详见里兆律师事务所网站的<u>订</u>阅规则;
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容, 请访问里兆律师事务所网站中的<u>"里兆法律资</u> 讯"栏目;
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》,请与我们联系。

- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成した ものであり(中国語の内容が原文であり、日本語 訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転 載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、 著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の 連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里 兆法律情報」の欄をご覧ください。
- ・ ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆 法律情報」を受信できていない又は受信をご希 望されない場合には、私共にご連絡ください。

क्रा उद रहे थे का उद रहे थे के के उद रहे के का उद रहे थे का

Issue 240-2011/02/26~2011/03/04

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、相关新法令、新政策

•	关于外商投资管理工作有关问题的通知 关于纳税人资产重组有关增值税问题的公	2
	告	3
•	关于授权派出机构审核部分证券机构行政	
		3
	中华全国总工会 2011-2013 年深入推进工	
_	资集体协商工作规划	4
	2010年度企业年检公告、上海市外商投资	
	企业联合年检公告(上海)	4
•	关于本市外国企业常驻代表机构提交	
	2010年度报告和换证有关事宜的公告(上海)	
	* **	4
	关于进一步鼓励和引导民间投资的若干意	
	见(广东)	1

二、相关新信息

•	国务院常务会议讨论通过《个人所得税法	
	修正案(草案)》	5
•	中国将推进工资集体协商、解决滥用劳务	
	派遣、修改《职业病防治法》	5
•	2011 年 04 月 01 日起上海市月最低工资	
	调整到 1280 元	5
•	竞业限制九大常见问题的法律简析	6

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令、新政策

•	外商投資管理作業関係事項についての通知.	2
•	納税者の資産再編における増値税に関する公	
	告	3
•	出先機関に証券機関の行政許可事項の認	
	可を一部移譲することについての決定	3
•	中華全国総労働組合 2011-2013 年給与団	
	体交涉推進作業計画	4
•	2010 年度企業年度検査公告、上海市外商	
	投資企業聨合年度検査公告(上海)	4
•	上海市の外国企業駐在員事務所による	
	2010 年度報告の提出及び証書交換発給に	
	関する公告(上海)	4
•	民間投資を一層奨励し導入することについての	
	若干の意見(広東)	/

二、関連する新着情報

•	国務院常務会議が「個人所得税法改正案	
	(草案)」を審議のうえ通過させた	5
•	中国は給与団体交渉を推進し、労務派遣の	
	濫用を解決し、「職業病予防法」を改正する	5
•	2011 年 4 月 1 日から上海市月最低給与が	
	1280元に引き上げられる	5
•	競業避止に関連する 9 つのよくある質問につい	
	てのけんりた	_

一、関連する新法令、新政策

关于外商投资管理工作有关问题的通知

【发布单位】商务部

【发布文号】商资函〔2011〕72号

【发布日期】2011-02-25

【内容提要】根据该通知:

对于无专项规定要求的境内分公 司设立和进口作为出资的设备清 单,商务主管部门不再审批,外 商投资企业可直接向有关部门办 理手续。 对于外商投资企业法定地址变更 (跨审批机关管辖的除外)、名称 变更和投资者名称变更,企业在 办理工商注册变更登记手续后 30 取消行政 日内, 凭申请书、企业权力机构 审批事项 决议、合同/章程的修改协议、变 的管理 更事项的证明文件、原外商投资 企业批准证书及变更后的营业执 照复印件等向商务主管部门备 商务主管部门收到上述全部材料 后,即为企业换发《外商投资企 业批准证书》。 境内上市的外商投资股份公司批 准证书应记载外国投资者及其股 外商投资 份,如外国投资者减持股份变动 股份公司 累计超过总股本的5%,需向商务 (上市公 主管部门申请办理批准证书变 司)的管理 更。 交易额 3 亿美元以下的外资并购 事项由省级商务主管部门负责审 但《关于外国投资者并购境内企 外资并购 业的规定》规定需由商务部审批 的管理 的事项,不受上述限额限制,均 由商务部负责审核管理。 国家鼓励 • 投资总额 3 亿美元以下鼓励类外 发展的外 商投资企业项目确认书由省级商 资项目确 务主管部门按有关法律法规办 认书的办 理。 理 境外投资者申请以跨境贸易结算 所得人民币及境外合法所得人民 境外投资 币来华投资的, 省级商务主管部 者以人民 门应先函报商务部(外资司),待 币投资问 商务部(外资司)复函同意后, 题

外商投資管理作業関係事項についての通知

【発布機関】商務部 【発布番号】商資函[2011]72号 【発布日】2011-02-25

「押 要】太诵知によると次の诵りである

【概要】	本通	i知によると次の通りである。
	•	個別規定で求められない国内分公
		司の設立と出資とする輸入設備リス
		トについては、商務主管部門は爾後
		審査を行わず、外商投資企業は直
		接に関係部門にて手続きを行うこと
		ができる。
	•	外商投資企業の法定住所の変更
		(審査許可機関の管轄を跨ぐものを
行政審査		除く)、名称変更及び出資者名称の
許可事項		変更について、企業が工商登録変
		更登記手続きを行ってから 30 日内
管理の取消		に、申請書、企業意思決定機関の
		決議書、契約/定款の修正合意書、
		変更事項の証明文書、原外商投資
		企業批准証書及び変更後の営業
		許可証の写し等をもって商務主管部
		門に届出を行う。
		商務主管部門は上記の全ての書類
		を受け取った後、企業に「外商投資
		企業批准証書」を交換発給する。
	•	国内で上場する外商投資株式会社
au		の批准証書には、外国出資者及び
外商投資		その株式を記載しなければならず、
株式会社		外国出資者の売却した株式が累計
(上場会		して全株式の 5%を超える場合、商
社)の管理		務主管部門に批准証書の変更を申
		請しなければならない。
	•	取引額が3億米ドル以下の外資合
		併買収事項は、省級商務主管部
		門がその認可をつかさどる。
	•	ただし、「外国投資者による国内企
外資合併		業の合併買収に関する規定」で商
買収の管理		務部が審査許可しなければならない
		と定めている事項については、上記の
		限度額の制限を受けることなく、いず
		れも商務部がその認可と管理をつか
		さどる。
国が発展を	 	投資総額3億米ドル以下の奨励類
	ı	
奨励する外	l .	の外商投資企業プロジェクト確認書
資プロジェク		は、省級商務部門が関係法律法規
ト確認書の		に基づき取扱う。
手続き		
	•	海外の出資者がクロスボーダー貿易
		決算所得人民元及び国外の適法
国外の出資	l .	所得人民元をもって中国での出資を
者が人民元	1	申請する場合、省級商務主管部門
で出資する		はまず書簡にて商務部(外資司)に
ことについて		上申し、商務部(外資司)の同意の
		正申し、商務部(外質可)の何息の 返答書簡を受け取ってからでないと

方可办理相关手续,并需在批件 中明确出资货币形式和金额。

外商投资 合伙企业 境内投资	以投资为主要业务的外商投资合伙企业视同境外投资者,其境内投资应当遵守外商投资的法律、行政法规、规章。
加强服务业领域外商投资的审核管理	■ 对于融资租赁、国际快递、广告、 拍卖,以及省、市、自治区范围 内增值电信等涉及专项规定管理 的行业,小额贷款、市场调查、 信用评级、保安服务等敏感行业, 以及创业投资、股权投资及管理 等涉及大额资金流入的行业,省 级商务主管部门要切实履行职 能,严格审批。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/201103/201 10307428320.html

● 关于纳税人资产重组有关增值税问题的公告

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2011 年第 13 号

【发布日期】2011-02-18

【实施日期】2011-03-01

【内容提要】根据该公告:纳税人在资产重组过程中,通过合并、分立、出售、置换等方式,将全部或者部分实物资产以及与其相关联的债权、负债和劳动力一并转让给其他单位和个人,不属于增值税的征税范围,其中涉及的货物转让,不征收增值税。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/10650962.html

● <u>关于授权派出机构审核部分证券机构行政许</u> 可事项的决定

【发布单位】中国证券监督管理委员会

【发布文号】中国证券监督管理委员会公告 [2011]6号

【发布日期】2011-02-16

【实施日期】2011-03-01

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/ 201102/t20110228_192497.htm

	関係手続きを行うことができず、且つ	כ
	許可書類中に出資通貨の形式と金	<u>`</u>
	額を明記しなければならない。	
ᆔᆂᆌᄻᆟ	投資を主要業務とする外商投資/	۴
外商投資パ	ートナーシップ制企業は海外投資者	Í
ートナーシップ制企業国	と見なし、その国内投資においては、	
ノ耐止未回 内投資	外商投資に関する法律、行政法	£
內仅貝	規、規則を遵守しなければならない。	,
	ファイナンスリース、国際間宅配、広	7
	告、競売、及び省、市、自治区範囲	Ŧ
	内の付加価値電信等の個別に管理	∄
サービス業	を定める業種、小口貸付、市場訓	剒
分野外商	査、信用評価、警備サービス等のも	2
ガギが間	ンシティブな業種、及びベンチャーキュ	r
で見の番目	ピタル、株式投資及びマネジメント等	于
自生の強化	の大口資金が流入する業種に対し	J
	ては、省級商務主管部門は職能を	ž
	着実に履行し、厳格に審査許可な	ž
	実施しなければならない。	

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/201103/20 110307428320.html

● 納税者の資産再編における増値税に関する公告

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告 2011 年第 13 号

【発布日】2011-02-18

【施行日】2011-03-01

【概 要】本公告によると、納税者が資産を再編する過程で、合併、分割、売却、置換等の方式を通じて、全部又は一部の現物資産及びそれに関連する債権、負債及び労働力を一緒にその他法人又は個人に譲渡する場合、増値税課税範囲には該当せず、その中で発生する貨物の譲渡については、増値税は徴収しない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/10650962.html

● 出先機関に証券機関の行政許可事項の認可を 一部移譲することについての決定

【発布機関】中国証券監督管理委員会 【発布番号】中国証券監督管理委員会公告[2011] 6号

【発布日】2011-02-16

【施行日】2011-03-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/G00306201/201102/t20110228_192497.htm

● <u>中华全国总工会 2011-2013 年深入推进工资</u> 集体协商工作规划

【发布单位】中华全国总工会

【发布文号】总工发〔2011〕4号

【发布日期】2011-01-18

【内容提要】该规划提出以下目标:

	已建工会组织的企业 建立工资集体协商制 度的比例	
2011 年底	60%	80%以上
2012年底	70%	90%以上
2013年底	80%	100%

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://gov.eastday.com/renda/node5902/node591 1/node6581/u1a1716259.html

• 2010 年度企业年检公告、上海市外商投资企业联合年检公告(上海)

【发布单位】上海市工商行政管理局

【发布日期】2011-02-22

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.sgs.gov.cn/getPubInfo.action?pi.id=14 960

● <u>关于本市外国企业常驻代表机构提交 2010 年</u> 度报告和换证有关事宜的公告(上海)

【发布单位】上海市工商行政管理局

【发布日期】2011-02-25

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.sgs.gov.cn/getPubInfo.action?pi.id=14 972

 <u>关于进一步鼓励和引导民间投资的若干意见</u> (广东)

【发布单位】广东省人民政府

【发布文号】粤府〔2011〕19号

【发布日期】2011-02-24

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201102/t201102 28_12685.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

• <u>中華全国総労働組合 2011-2013 年給与団体</u> 交渉推進作業計画

【発布機関】中華全国総労働組合 【発布番号】総工発[2011]4号

【発布日】2011-01-18

【概 要】本計画では以下の目標を掲げている。

時期	立した企業の	世界トップ500社の在 中国企業が 給与団体交渉制度を 制定した割合
2011 年末		80%以上
2012 年末	70%	90%以上
2013 年末	80%	100%

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://gov.eastday.com/renda/node5902/node591 1/node6581/u1a1716259.html

 2010 年度企業年度検査公告、上海市外商投 資企業聨合年度検査公告(上海)

【発布機関】上海市工商行政管理局 【発 布 日 】2011-02-22 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.sgs.gov.cn/getPubInfo.action?pi.id=1

● 上海市の外国企業駐在員事務所による 2010 年度 報告の提出及び証書交換発給に関する公告(上海)

【発布機関】上海市工商行政管理局 【発布日】2011-02-25 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。 http://www.sgs.gov.cn/getPubInfo.action?pi.id=1

● <u>民間投資を一層奨励し導入することについての</u> 若干の意見(広東)

【発布機関】広東省人民政府 【発布番号】粤府[2011]19号

【発布日】2011-02-24

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201102/t20110 228_12685.html

【注】

4960

4972

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リ ンクできない場合は、検索エンジンで検索いただく か、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

● <u>国务院常务会议讨论通过《个人所得税法修正</u> 案(草案)》

日前,国务院总理温家宝主持召开国务院常务会议,讨论并原则通过《个人所得税法修正案(草案)》,并决定经进一步修改后,由国务院提请全国人大常委会审议。草案内容可能包括:提高工资薪金所得减除费用标准,调整工资薪金所得税率级次级距等。

(摘自国家政府网; 2011 年 03 月 02 日发布)

● <u>中国将推进工资集体协商、解决滥用劳务派</u> 遣、修改《职业病防治法》

日前,中华全国总工会相关官员透露:

- 从 2011 年起用 3 年时间,推进工资集体协商工作。具体规划可参见本期资讯的新法令《中华全国总工会 2011-2013 年深入推进工资集体协商工作规划》。
- 滥用劳务派遣工的问题,已经到了非解决不可的时候。现在有的企业劳务派遣工的比例已经达到和传统的正式工的比例是
 1: 1,有的甚至更严重,因此导致同工不同酬等问题。
- 《职业病防治法》修改已列入全国人大 2011 年工作计划。

(摘自中国人大网: 2011 年 03 月 06 日发布)

● <u>2011 年 04 月 01 日起上海市月最低工资调整</u> 到 1280 元

经市政府同意,上海市将从 2011 年 04 月 01 日起调整一系列民生保障待遇标准。包括:

- 月最低工资标准将从 1120 元调整到 1280 元,小时最低工资标准也将从 9 元调整到 11 元
- 部分就业补助标准和公益性岗位从业人员 收入标准也将相应提高。等。

(摘自中国上海网站; 2011年 03月 03日发布)

二、関連する新着情報

国務院常務会議が「個人所得税法改正案(草案)」を審議のうえ通過させた

先頃、国務院の温家宝首相は、国務院常務会議の開催を主宰し、「個人所得税法改正案(草案)」を審議し且つ原則可決し、更なる改正を経た後で、国務院から全国人民代表大会常務委員会に上申し審議を仰ぐことが決定された。草案の内容には、給与報酬所得からの経費控除基準の上方調整、給与報酬所得税率の段階と幅の調整等が含まれる。

(2011年3月2日付の国家政府ウェブサイトより抜粋)

中国は給与団体交渉を推進し、労務派遣の濫用を解決し、「職業病予防法」を改正する

先頃、中華全国総労働組合の関係職員は以下の 情報を明かした。

- 2011 年からの3年間で、給与団体交渉作業を推進する。具体的な計画は、本期ニューズレター新法令「中華全国総労働組合 2011-2013年に給与団体交渉推進作業計画」を参照。
- 労務派遣の濫用については、すでに解決せざる を得ない時期にさしかかっている。現在、一部の 企業は労務派遣従業員と従来の正式な従業 員との比率が 1:1 に達しており、ひいてはより深 刻な状況として、同一作業には同一報酬を与 えていないという問題が起きている。
- 「職業病予防法」の改正がすでに全国人民代表大会 2011 年作業計画に組み入れられている。

(2011年3月6日付の中国人大網ウェブサイトより抜粋)

● <u>2011 年 4 月 1 日から上海市月最低給与が</u> 1280 元に引き上げられる

市政府の同意を受け、上海市は2011年4月1日から一連の民生保障待遇基準を調整する。その中には次のものが含まれる。

- 月最低給与基準を 1120 元から 1280 元に引き上げ、時間当たりの最低給与基準も 9 元から 11 元に引き上げる。
- 一部の就業補助基準及び公益性職位の従業 者の収入基準も相応に引き上げる。

(2011年3月3日付の中国上海ウェブサイトより抜粋)

竞业限制九大常见问题的法律简析

竞业限制是企业人力资源管理中的一个常见 法律问题。根据中国相关法律规定, 竞业限制是指 用人单位的员工在终止或解除劳动合同后的一定期 限内不得在生产同类产品、经营同类业务或有其他 竞争关系的其他用人单位任职,也不得自己生产与 用人单位有竞争关系的同类产品或经营同类业务; 在竞业限制期间,用人单位需按月向员工支付经济 补偿; 员工违反竞业限制约定的, 则应当按照约定 向用人单位支付违约金。

在此, 律师整理出与竞业限制有关的九大常见 问题, 根据现有法律规定和司法实践, 结合实务操 作经验, 简要做出如下法律分析。

问题一: 用人单位可以与其任何员工签署竞业限 制协议吗?

国家 层面 立法

《劳动合同法》(全国人大常委会; 2008 年01月01日起施行)第24条第1款规定: 竞业限制适用于用人单位的高级管理人 员、高级技术人员和其他负有保密义务的 人员。

实践中, 用人单位常根据需要与以下员工 签署竞业限制协议:

司法 实践

- (1) 高级管理人员;
- (2) 高级技术人员;
- (3) 高级营销人员;
- (4) 重要管理岗位的人员, 如财务管理人 员、法务管理人员等。
- 用人单位不能要求与其任何员工签署 竞业限制协议,只有掌握单位商业秘 密的员工才可能成为竞业限制的适 用主体。

律师 意见

由于法律尚无明确规定,建议用人单 位在就业规则、劳动合同等文件中明 确界定"其他负有保密义务的人员"。

问题二: 保密费和竞业限制补偿金是同一概念 吗?

国家 目前国家层面没有明确规定。

层面 立法

> 实践中,这两个概念容易混淆,但保密费和 竞业限制补偿金并非同一概念:

司法 实践

- 产生原因不同。保密费是用人单位给 予遵守保密义务的员工相应的津贴。 竞业限制补偿金是用人单位对员工离 职后不去竞争性单位任职或自营竞争 性企业而给予的补偿。
- 义务的期限不同。保密义务没有期限, 只要商业秘密存在, 员工的保密义务

競業避止に関連する 9 つのよくある質問について の法的分析

競業避止とは、企業の人的資源管理におけるよくあ る法的問題の1つである。中国の関係する法律規定に よると、競業避止とは、雇用主の従業員が労働契約を 終了し又は解除した後の一定期間において同類の製 品を生産し、同類の業務を取扱い又はその他競争関 係のあるその他雇用主に就任してはならず、雇用主と 競業関係のある同類製品を自ら生産し、又は同類業 務を取扱ってもならないことをいい、競業避止期間にお いては、雇用主は月ごとに従業員に対し経済補償金を 支給する必要があり、従業員が競業避止の約定に違 反した場合、約定に基づき雇用主に違約金を支払わ なければならない。

ここで、筆者は競業避止に関係する 9 つのよくある質 問をまとめ、現有の法律の規定及び司法実践に基づ き、実務取扱い経験とあわせ、法的分析を下表に整理 する。

質問一:雇用主はその他如何なる従業員と競業避 止契約を結ぶことができるのか?

国の次 元での 立法

「労働契約法」(全国人大常委会。2008年1 月1日から施行)第24条第1項の規定:競業 避止は、雇用主の高級管理職者、高級技術 者及びその他秘密保持義務を負う人員に適 用する。

実践においては、雇用主は、通常、以下の従 業員と競業避止契約を締結する必要がある。

(1) 高級管理職者。 司法

実践

- (2)高級技術者。
- (3)高級営業職者。
- (4) 財務管理者、法務管理者等の重要な 管理職位にある人員。

筆者の 意見

雇用主はそのすべての従業員に対し競業 避止契約を締結するよう求めることはでき ず、組織の商業秘密を掌握する従業員だ けが競業避止の適用主体となることができ

法律では明確な規定がないことから、雇用 主は就業規則、労働契約等の文書中に 「秘密保持義務を負うその他人員」を明確 に画定しておくのがよい。

質問二:秘密保持費用と競業避止補償金とは同一 の概念なのか?

国の次 現在、国の次元での明確な規定はない。 元での

立法

実践においては、この2つの概念は混交しやす いが、秘密保持費用と競業避止補償金は同 一の概念ではない。

司法 実践 発生理由が異なる。秘密保持費用は、雇 用主が秘密保持義務を遵守する従業員 に支給する相応の手当である。競業避止 補償金は、雇用主が従業員の離職後に競 業先に行き就任し又は競業企業を自ら経 営しないことについて支給する補償金であ 就永远存在(除非另有约定)。竞业 限制义务则存在一定期限(不得超过 2年)。

- 费用的支付方式不同。保密费一般是在劳动合同履行期间支付。竞业限制补偿金一般是在劳动合同解除或终止后按月支付。
- 保密义务是员工的法定义务(即便双方不签署保密协议,员工仍应在法律规定的范围内承担保密义务),因此,保密费可支付也可不支付。
- 竟业限制义务是约定义务,是对员工 离职后一定时间内择业权的限制。因 此,竟业限制补偿金必须要按约定支 付。

律师 意见

因竞业限制义务是约定义务,无约定员工则无义务。因此,建议用人单位在符合条件的员工的任职期间,就与其签署竞业限制协议,若等到员工离职后再约定,用人单位可能处于被动地位。

问题三:用人单位可否在每月工资中发放竞业限制补偿金?

目前国家层面没有禁止性规定。

国家 层面 立法

但<u>《劳动合同法》</u>第23条第2款规定: ...在解除或者终止劳动合同后,在竞业限制期限内按月给予劳动者经济补偿。

对于该问题,实践中有以下两种观点:

 观点一:只要双方明确约定每月支付 员工劳动报酬外,还每月另行支付一 定数额的竞业限制补偿金,则应视为 用人单位支付了竞业限制补偿金。

司法 实践

观点二:竟业限制协议是附延缓生效条件的合同,以员工离职为生效条件,若在劳动合同履行期间,则竞业限制协议仍未生效,用人单位提前支付竞业限制补偿金没有合同基础。

律师倾向于第二种观点。实务中,大部分企业也是这么操作的。

律师 意见

 司法实践中,也存在支持用人单位在 每月发放劳动报酬的同时发放竞业限 制补偿金的判例。用人单位按此发放 竞业限制补偿金的,建议事先与当地 劳动部门沟通,并参考当地司法机关 る.

- 義務を負う期間が異なる。秘密保持義務には期間が設定されておらず、商業秘密が存在する限り、従業員の秘密保持義務は永久に存在する(別段の約定がある場合は除く)。競業避止義務には特定の期間が存在する(2年を超えてはならない)。
- 費用の支払い方法が異なる。秘密保持費用は、通常、労働契約の履行期間に支払うものである。競業避止補償金は、通常、労働契約を解除し又は終了した後で月ごとに支払うものである。
- 秘密保持義務は、従業員の法定義務である(つまり、双方が秘密保持契約を締結しなくても、従業員は法律で定められた範囲内で秘密保持義務を負うことになる)ため、秘密保持費用は支払うことも、支払わないとすることもできる。
- 競業避止義務は、約定する義務であり、 従業員の離職後の一定期間内の職業選 択権に対し制限するものである。したがって、競業避止補償金は、必ず約定に従って支払わなければならない。
- 競業避止義務は、約定する義務であり、 約定がなければ従業員には義務がないため、雇用主は、条件に適合する従業員の 就任期間において、その従業員と競業避止契約を締結するのがよく、もしも従業員 が離職してから約定するのでは、雇用主は 受身的立場に立たされることになると思われる。

質問三:雇用主は毎月の給与から競業避止補償金 を支給することができるのか? 現在、国の次元での禁止規定はない。

国の次 元での 立法

筆者の

意見

ただし、「労働契約法」第23条第2項では次のように定められている。「…労働契約を解除し又は終了した後、競業避止期間において月ごとに労働者に経済補償金を支給する。」

この問題について、実践においては以下の2通りの見方が存在する。

司法

- 1 つの見方:毎月従業員に労働報酬を支払うほか、一定の金額の競業避止補償金を毎月別途支払うと双方が明確に約定している場合、雇用主が競業避止保証金をすでに支払ったと見なすもの。
- もう1つの見方:競業避止契約は、発効遅延条件つき契約であり、従業員の離職を発効条件とし、労働契約の履行期間中は、競業避止契約が依然として発効しないならば、雇用主が事前に競業避止補償金を支払うのには契約根拠がないというもの。
- 筆者はどちらかというと2つ目の見方に賛同である。実践においては、ほとんどの企業がこのように取扱っている。

筆者の 意見

■ 司法の実践においては、雇用主が毎月労働報酬を支払うと同時に競業避止保証金を支払うことを支持するという判例も存在する。雇用主がこれをもとに競業避止補償金

对类似案例的判决情况。

问题四: 竞业限制补偿金是否有最低标准?

国家 目前国家层面没有明确规定。 层面 立法

各地关于此标准有不同规定:

- 上海:有约定从约定,没约定按员工 此前每月正常工资的 20-50%支付。 《关于适用〈劳动合同法〉若干问题 的意见》第 13 条(上海市高级人民法 院;2009 年 03 月 03 日发布)
- 江苏:年经济补偿额不得低于该员工 离开用人单位前 12 个月从该用人单 位获得的报酬总额的 1/3。

《江苏省劳动合同条例》第 17条(江苏省人大;2003年12月01日起施行)

地方 层立法 意见

- 浙江:有约定从约定,没有约定的, 年度补偿费不低于劳动合同终止前最 后一个年度该相关员工从用人单位处 所获得报酬总额的 2/3。
 - 《浙江省技术秘密保护办法》第 15 条 (2008 修订; 浙江省人民政府; 2008 年 07 月 08 日发布)
- 深圳:每月不得少于该员工离开用人单位前最后 12 个月月平均工资的 1/2。

<u>《深圳经济特区企业技术秘密保护条例》第24条(深圳市人大;2009年08月13日发布)</u>

律师 意见

- 用人单位所在地有地方立法的,按照 当地立法规定执行。
- 用人单位所在地没有地方立法的,用人单位可以在参考同等经济发展水平地区的立法基础上,灵活协商、确定竞业限制补偿金。

问题五: 违反竞业限制的违约金是否有最高限额?

国家 层面 立法 《劳动合同法》等相关法律对于违反竞业限制的违约金数额没有明确规定。根据《劳动合同法》第3条规定,订立劳动合同,应当遵循合法、公平、平等自愿、协商一致、诚实信用的原则。

实践中,对于该问题一般处理原则如下:

- 员工与用人单位有约定的,从约定。
- □ 如果用人单位与员工约定的竞业限制 违约金数额明显偏高,例如,明显高 于员工的年收入、因违约可能给用人 单位造成的损失,员工请求降低违约 金数额的,基于公平、合理的法律原

を支払う場合、事前に現地の労働部門に 確認し、且つ現地の司法機関の類似する 事例に対する判決状況を参照するのがよい。

質問四:競業避止補償金には、最低基準があるのか? 国の次現在、国の次元での明確な規定はない。

元での立法

地方

地域ごとにこの基準について異なる規定がある。

- 上海:約定がある場合は約定に従い、約 定がない場合は従業員のそれまでの毎月 の正常な給与の 20~50%に基づき支払 う。
 - 「『労働契約法』適用若干事項に関する意 見」第 13 条(上海市高級人民法院。 2009年3月3日発布)
- 江蘇:年間経済補償金は当該従業員が 雇用主を離れるときから遡って12ヶ月間に 当該雇用主から獲得する報酬総額の3分 の1を下回ってはならない。

自治 体の次 「江蘇省労働契約条例」第17条(江蘇省 人大。2003 年12月1日から施行)

元での 斯江:約定がある場合は約定に従い、約立法 定がない場合は、年間補償金は労働契約 が終了する前の最後の1年度の当該従業 員が雇用主から獲得する報酬総額の3分の2を下回らない。

「浙江省技術秘密保護弁法」第 15 条 (2008 改正。浙江省人民政府。2008 年 7月8日に発布)

- 深セン:毎月当該従業員が雇用主を離れる前の最後の12ヶ月間の平均月給与の2分の1を下回ってはならない。
 - 「深セン経済特区企業技術秘密保護条例」第 24 条(深セン市人大。2009 年 8 月 13 日に発布)
- 雇用主の所在地に地方立法がある場合、 現地の立法規定に基づき執行する。

筆者の ■ 雇用主の所在地に地方立法がない場合、 意見 雇用主は同等の経済発展水準地域の立 法を参考にし、競業避止補償金について 弾力的に協議し、確定することができる。

質問五:競業避止に違反した場合の違約金に最高限 度額はあるのか?

国の次 元での 立法

「労働契約法」等の関係法律は競業避止に違反下場合の違約金の額について明確に規定していない。「労働契約法」第3条の規定によると、労働契約を締結する場合、適法、公平、平等自由意思、合意、信義誠実の原則に従わなければならない。

実践において、この問題に対する一般の処理 原則は以下のとおりである。

司法 実践

- 従業員と雇用主に約定がある場合、約定 に従う。
 - 雇用主と従業員が約定する競業避止金額が明らかに高すぎる場合、たとえば、従業員の年収、違約が雇用主にもたらすと思わ

8 / 12

则,司法机关(如劳动争议仲裁委员 れる損失よりも明らかに高く、従業員が違 会、法院)通常会依据自由裁量权对 約金額の引下げを求めた場合、公平、合 违约金的数额作相应的调整。 理的という法律原則に基づき、司法機関 (労働紛争仲裁委員会、法院など)は、通 常、自由裁量権に依拠し、違約金の金額 を相応に調整することになる。 建议用人单位综合考虑员工的报酬、违反竞 雇用主は、従業員の報酬、競業避止義務の 律师 业限制义务可能给用人单位造成的损失等 筆者の 違反が雇用主にもたらすと思われる損失等の 因素, 合理确定竞业限制违约金。 意见 意見 要素を総合的に勘案し、競業避止違約金を 合理的に確定するのがよい。 问题六:《劳动合同法》施行前约定了3年竞业限 質問六:「労働契約法」の施行前に3 年間の競業避止 制期限,现在是否还需履行3年? 規定を約定したが、現在においても3年間履行する必要 があるのか? 国家 《劳动合同法》规定, 竞业限制的期限最长 国の次「労働契約法」では、競業避止対象期間は 层面 为2年。 元での 最長で2年と定めている。 立法 立法 実践においては以下の2通りの見方が存在す 实践中有以下两种观点: 观点一: 竞业限制期限超过 2 年的约 定明显违反《劳动合同法》的强制性 1つの見方:競業避止期間が2年を超える 规定,因此,这种约定在《劳动合同 約定は「労働契約法」の恐慌規定に明ら 法》施行后变成无效条款。 かに違反しているため、この種の約定は「労 观点二:虽然《劳动合同法》规定竞 働契約法」施行後は無効条項となるという 业限制期限最长不得超过2年,但由 もの。 司法 司法 もう1つの見方:「労働契約法」では競業避 于双方约定竞业限制期限时《劳动合 实践 実践 同法》并未施行,因此,根据"法不 止期間は最長でも2年を超えてはならない 溯及既往"的原则,原来的约定仍然 と定めているが、双方が競業避止期間を定 有效,双方需按原约定执行。 めた時点では「労働契約法」はまだ施行し ていないため、「法は遡らない」という原則に 従い、従来の約定は依然として有効であ り、双方は原約定に従い執行する必要が あるというもの。 律师赞成第二种观点,认为"法不溯及既 筆者は2つ目見方に賛成であり、「法は遡らな 往",原约定不受新法约束,仍应有效。 い」と認識し、原約定は新法の拘束を受け 律师 当然, 通过协商, 修改为符合现行法律规定 筆者の ず、依然として有効であると考える。 的竞业限制协议,也是比较妥当的做法。 意见 勿論、協議を通じて、現行の法律に適合する 意見 競業避止契約に改めることができ、そうなると より適切である。 问题七:用人单位能否单方面解除竞业限制协 質問七:雇用主は競業避止契約を一方的に解除するこ 议? とができるのか? 目前国家层面没有明确规定。 国家 国の次見現在、国の次元での明確な規定はない。 层面 元での 立法 立法 北京、上海、江苏地区对此进行了规定,而 北京、上海、江蘇地区ではこの点について規 浙江、广东等地区对此没有明确规定: 定を行っているが、浙江、広東等の地域では 北京: 能, 用人单位明确告知员工即 この点について明確な規定は行っていない。 北京:できる。雇用主は従業員に明確に告 《关于劳动争议案件法律适用问题研 知すればよい。 讨会会议纪要》第38条(北京市高级 地方 「労働争議案件の法律適用問題シンポジ 地方 人民法院、北京市劳动争议仲裁委员 自治 ウム会議摘録」第38条(北京市高級人民 层面 会; 2009年08月17日施行) 体の次 法院、北京市労働争議仲裁委員会。 立法 上海:能,用人单位提前一个月通知 元での 2009年8月17日から施行) 员工即可。 立法 上海:できる。雇用主は 1 ヶ月前までに従 《关于实施〈上海市劳动合同条例〉 業員に告知すればよい。 若干问题的通知(二)》第4条(上海 「『上海市労働契約条例』実施若干事項 市劳动和社会保障局; 2004年 01月 についての通知(二)」第4条(上海市労働 05 日发布) 社会保障局。2004年1月5日発布) 江苏: 能,用人单位提前一个月通知 江蘇:できる。雇用主は 1 ヶ月前までに従

员工即可。

《关于<江苏省劳动合同条例>若干条 文的说明》第8条(江苏省劳动和社 会保障厅;2005年03月24日起施行)

律师认为, 法律设定竞业限制义务, 目的是保护用人单位的权利,竞业限 制义务只有在用人单位主动提出时才 会产生。既然如此,用人单位应有权 放弃要求员工遵守竞业限制义务。即: 除非竞业限制协议中另有相反约定, 否则, 理论上, 用人单位可以单方面 解除竞业限制协议。

律师 意见

实践中, 不论用人单位所在地是否有 强制性法律规定,建议在竞业限制协 议中明确用人单位可以单方面解除该 协议(如果用人单位所在地有强制性 法律规定, 那么, 建议依照当地立法 设置有关条款)。

问题八:双方仅约定竞业限制义务,没有约定支 付竞业限制补偿金, 竞业限制协议是否有效?

国家 层面 目前国家层面没有明确规定。

立法

地方

层面

立法

各地关于此问题有不同规定:

北京: 竞业限制协议效力待定, 双方 可进一步协商补救,协商不成的,按 一定比例支付竞业限制补偿金, 用人 单位明确表示不支付补偿的,竞业限 制协议无效。

> 《关于劳动争议案件法律适用问题研 讨会会议纪要》第39条

上海: 当事人对竞业限制有一致的意 思表示, 竞业限制协议有效。

> 《关于适用〈劳动合同法〉若干问题 的意见》第13条

江苏: 竞业限制协议无效。

《关于审理劳动争议案件的指导意 见》第13条(江苏省高级人民法院、 江苏省劳动争议仲裁委员会; 2009 年 12 月 14 日发布)

浙江: 竞业限制协议无效。

《关于劳动争议案件处理若干问题的 指导意见(试行)》第31条(浙江劳 动争议仲裁委员会; 2009 年 08 月 21 日发布)

广东: 至工作交接完成时, 用人单位 尚未承诺给予员工竞业限制补偿金 的, 竞业限制协议对员工不具有约束 力。

> 《关于适用<劳动争议调解仲裁法>、 <劳动合同法>若干问题的指导意见》 第26条(广东省高级人民法院、广东 省劳动争议仲裁委员会; 2008 年 06 月 23 日施行)

業員に告知すればよい。

「『江蘇省労働契約条例』若干の条文に 関する説明」第 8 条(江蘇省労働社会保 <u>障庁。2005 年 3 月 24 日から施行)</u>

筆者の理解では、法律では競業避止義務 を設定するのは、雇用主の権利を保護する ためであり、雇用主が自ら競業避止契約の 締結を求めなければ、競業避止義務は発 生しない。従って、雇用主としては、従業員 に対し競業避止義務の遵守を求めることを 放棄する権利がある。即ち、競業避止契 約に別段の約定のない限り、理論上、雇 用主は競業避止契約を一方的に解除す ることができる。

筆者の 意見

実践において、雇用主所在地に法律上の 強行規定があるかどうかを問わず、競業避 止契約において、雇用主は競業避止契約 を一方的に解除することができると明記する のがよい(雇用主所在地に、法律上の強 行規定がある場合、現地の立法に基づき 係る条項を制定するのがよい)。

質問八:双方が競業避止義務しかを約定しておらず、競 業避止補償金の支払を約定していない場合、競業避止 契約が有効になるのか

国の次現在、国の次元での明確な規定はない。 元での

立法

地域ごとに、この点についての異なる規定があ <u>る。</u>

北京:競業避止契約の効力発生について 定められていない。双方はさらに救済措置 を協議することができる。協議しても合意に 至らない場合は、一定の比率で競業避止 補償金を支払う。雇用主が補償金を支払 わないと明確に意思表示した場合、競業 避止契約が無効になる。

「労働争議案件の法律適用問題シンポジ ウム会議摘録」第39条

上海: 当事者が競業避止について一致す る意思表示をした場合、競業避止契約は 有効である。

地方自 治体の 次元で

「『労働契約法』適用若干事項に関する意 見」第 13 条

江蘇:競業避止は無効である。 の立法

「労働紛争事件の審理に関する指導意 見」第 13 条(江蘇省高級人民法院、江 蘇省労働争議仲裁委員会。2009 年 12 月 14 日公布)

浙江:競業避止契約は無効である。

「労使紛争案件の処理の若干問題に関す る指導意見(試行)」第 31 条(浙江労働 争議仲裁委員会。2009年8月21日公 布)

広東:業務の引継ぎが完成する時点まで、 雇用主は、従業員に競業避止補償金を 支払うことを承諾していない場合、競業避 止契約は、従業員に対して拘束力をもた ない。

10 / 12

律师理解, 竞业限制协议有效/无效的 法律意义, 主要是为了确认员工是否 需要按照竞业限制协议承担竞业限制 义务。结合下述"问题九",律师理解, 即便司法机关认定竞业限制协议有 效,只要用人单位没有实际支付竞业 限制补偿金, 员工最终还是有权解除 竞业限制协议。 实践中,建议用人单位在准备竞业限 律师 制协议时,尽量明确支付竞业限制补 意见 偿金及其支付标准, 以避免竞业限制 协议被认定为无效。如果已签署竞业 限制协议, 但尚未约定竞业限制补偿 金,建议及时通过签署补充协议等方 式解决。 问题九:用人单位不支付竞业限制补偿金,员工 可否不履行竞业限制义务? 国家 目前国家层面没有明确规定。 层面 立法 各地关于此问题有不同规定: 上海: 经员工要求支付仍不支付的, 员工可以解除竞业限制协议。 《关于实施<上海市劳动合同条例>若 干问题的通知(二)》第4条 江苏: 用人单位未按照约定给予员工 竞业限制补偿金的, 竞业限制协议对 员工不具有约束力。 《江苏省劳动合同条例》第 17 条 浙江: 用人单位未按约定支付竞业限 制补偿金的, 竞业限制协议对员工不 再具有约束力。 地方 《关于劳动争议案件处理若干问题的 层面 指导意见(试行)》第32条 立法 深圳: 员工自用人单位违反约定之日 起 30 日内, 可以要求用人单位一次性 支付尚未支付的经济补偿,并继续履 行协议;员工未在30日内要求一次性 支付的,可以通知用人单位解除竞业 限制协议。 《深圳经济特区和谐劳动关系促进条 例》第20条(深圳市人大; 2008年 11 月 01 日起施行) 根据《劳动合同法》第23条,结合各 律师 地立法, 律师认为, 在用人单位要求 意见

「労働争議調停仲裁法」、「労働契約法」 を適用するにあたっての若干の問題につい ての指導意見第 26 条(広東省高級人民 法院、広東省労働争議仲裁委員会。 2008年6月23日施行)

■ 筆者の見解では、競業避止契約の有効/無効の法的意義は、主に従業員が競業避止契約に基づき競業避止義務を負うかどうかを確認するためである。以下の「質問九」と合わせ、筆者の理解では、たとえ司法機関が競業避止契約が有効であると認定したとしても、雇用主が実際に競業避止補償金を支払っていない限り、最終的に従業員は、競業避止契約を解除する権利がある。

筆者の 意見

・ 実践において、雇用主が競業避止契約を 用意するとき、競業避止契約が無効である と認定されることを防止するために、できるだけ競業避止補償金の支払及びその支払 基準を明確に約定するのがよい。既に競業 避止契約を締結しているが、まだ競業避止 補償金を約定していない場合、直ちに補 充協議を締結する等により、問題を解決す るのがよい。

質問九:雇用主は競業避止補償金を支給しない場合、 従業員は競業避止義務を履行しなくてもよいのか?

国の次 現在、国の次元での明確な規定はない。 元での 立法

地域ごとにこれについて異なる規定がある。

- 上海:従業員が請求しても、依然として支給しない場合、従業員は競業避止契約を 解除できる。
 - 「『上海市労働契約条例』の実施に関する 若干問題についての通知(二)」第4条
- 江蘇:雇用主は約定通りに従業員競業避止補償金を支給していない場合、競業避止契約は従業員に対して拘束力をもたない。

「江蘇省労働契約条例」第17条

地方自・ 治体の 次元で の立法

- 浙江:雇用主が約定通りに競業避止補償 金を支給していない場合、競業避止契約 は従業員に対し拘束力をもたなくなる。
 - 「労使紛争案件の処理の若干問題に関する指導意見(試行)」第 32 条
- 深セン:雇用主が約定を違反した日からの 30 日以内に、支給されていない補償金を 一括して支払い、且つ引き続き契約を履 行することを雇用主に求めることができる。 30 日以内に、従業員が一括して支払うよう求めない場合、雇用主に競業避止契約 の解除を通知することができる。

「深セン経済特区労働関係調和促進条例」第 20条(深セン市人大。2008年 11月 1日から施行)

筆者の 意見 「労働契約法」第 23 条に基づき、各地の立法と合わせ、雇用主が従業員に競業避止義務の遵守を求める状況において、競

员工遵守竞业限制义务的情况下,无

- 论竞业限制协议中是否约定,支付竞业限制补偿金是用人单位的一项绝对义务。
- 建议用人单位及时支付竞业限制补偿 金,避免竞业限制协议无效。

通过对以上九个问题的归纳,律师认为,在用人单位有需求的情况下,用人单位可以选择与依法负有竞业限制义务的员工签署竞业限制协议,此时,用人单位应向员工支付一定金额的竞业限制补偿金。由于目前国家层面有关竞业限制的法律规定尚比较原则,用人单位应结合当地立法规定,与员工签署竞业限制协议。当地没有立法的,建议参考其他地区(特别是同等经济发展水平的其他地区)的立法规定,以及司法实践和实务操作经验等,从而做到既有效维护用人单位的经济利益,又最大限度降低法律风险。

(里兆律师事务所 2011 年 03 月 04 日整理编写)

- 業避止契約には約定があるかどうかに係わらず、競業避止補償金の支給は、雇用主の絶対的義務の1つである。
- 競業避止契約が無効になってしまうことを 防ぐためにも、雇用主が遅滞なく競業避止 補償金を支給するのがよい。

上述の9つの質問を踏まえ、筆者の判断では、雇用主が必要となる場合、法により競業避止義務を負う従業員と競業避止契約を締結することができる。この場合、雇用主は従業員対し一定の金額の競業避止補償金を支給する必要がある。現在、国の次元での競業避止に関する法律規定は、まだ明確ではないことから、雇用主は、その所在地の地方立法規定に基づき、従業員と競業避止契約を締結しなければならない。その所在地に地方立法がない場合、その他地域(特に同等の経済発展水準のその他地域)の立法を参考にし、雇用主の経済的利益を有効的に擁護するとともに、法的リスクを最大限に軽減する。

(里兆法律事務所が2011年3月4日付で作成)